

令和3年度飯豊町中小企業振興事業費補助金について

1. 飯豊町中小企業振興条例に基づく中小企業振興事業費補助金の目的

飯豊町内の企業が、経済において果たす役割は大きく、また、雇用の場として勤務する多くの人の暮らしを支えています。中小企業支援が町の活性化と豊かな町民生活の確保につながることから、『飯豊町中小企業振興事業費補助金』を予算の範囲内で実施いたします。

2. 『中小企業振興事業費補助金』交付対象者の範囲

中小企業振興事業費補助金の交付対象者は、次の要件をすべて満たす方となります。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者で、町内に事業所を有し本社を置く企業（町内に本社を有することが確実な企業、住所を有する個人及び住所を有することが確実な個人を含む。）。ただし、企業に勤務する全従業員のうち町内の事業所にその5割以上が勤務する企業、企業の全生産額、出荷額又は販売額のうち町内の事業所においてその5割以上を生産、出荷又は販売する企業は町内に本社を置く企業とみなす。
- (2) 国税及び地方税、その他の公的な納付金に滞納がないもの。

(参考) 中小企業基本法に定める、中小企業者は会社及び個人であって、「中小企業者の範囲」は、次のように定められています。小規模企業者は中小企業者に含みます。

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たす事業所）		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※1) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人。学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社を除く。）、組合（農協、生協等）は、中小企業基本法上の中小企業者には該当しません。

※2) 中小企業振興事業費補助金は、商工業者に対する補助を主としています。個人農家や会社法の会社又は有限会社である農業法人は、中小企業基本法上の中小企業者に該当しますが、農林業関係事業は一定程度の補助制度が整備されているため原則交付対象者としていません。

3. 中小企業振興事業費補助金の事業内容

『中小企業振興事業費補助金』の事業内容は次のとおりです。補助金の額は予算の範囲内となります。また、補助金の額は、千円未満切り捨てです。

注1) 補助金交付に際しては、飯豊町中小企業振興事業費補助金審査委員会の審査により可否を決定します。

注2) 審査委員会の際に、補助金の申請者に出席いただき、申請内容についてご説明をお願いします。

注3) 補助金の交付及び不交付を決定した場合は、通知書により申請者に通知します。

補助事業	補助事業の内容	補助要件	補助対象経費	補助率等
(1) 人材確保支援事業	人材確保に係るパンフレット作成費、合同企業説明会等への参加費、町内移住者に対する入社支度金の支給及び専門家の支援を受けて行う労働生産性向上に向けた環境整備などを行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 人材確保に係る事業については、町内事業所への採用及び配属を目的としていること 町内移住者は正社員として雇用する者に限る。 	就職・転職サイト掲載費、合同企業説明会等への参加費、ホームページやパンフレット等の作成費、移住者に対する入社支度金の支給、労働生産性向上に向けた専門家派遣に要する費用	補助対象経費の1/2以内の額。上限100万円
(2) 創業支援事業	飯豊町内で創業や産業分類が異なる新しい業種(日本標準産業分類の中分類以上。ただし、建設業の場合は大分類以上)を開始する事業	<ul style="list-style-type: none"> 創業する者は次の要件を満たすこと 1. 事業を営んでいない個人で新たに事業を開始する者又は新たに飯豊町内に会社を設立し事業を開始するものであること 2. 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者にあつては、商工会等の指導及び助言を得て経営計画書を作成すること 	創業や新しい業種で事業を開始するために必要な経費(資本金、土地取得費及び消耗品費を除く)	企業は、補助対象経費の30%以内の額。上限500万円 個人は、補助対象経費の50%以内の額。上限100万円
(3) 商業活性化支援事業	既存企業等が経営改善、売上増加、買い物客の利便性向上等を行い、商店機能を維持・向上させるために行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 飯豊町商工会の会員であること 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者にあつては、商工会等の指導及び助言を得て経営計画書を作 	店舗等改修費、機械器具及び備品等の購入費、広告宣伝費、売上増加に資するEC販売に関する構築費(ただし、パソコン本体の購	補助対象経費の2/3以内の額。上限30万円

		成すること ・店舗改修等のハード事業を行う場合は、町内事業者と工事請負契約を締結すること ・機械器具や備品等は、町内事業者から購入すること（調達が不可能なものは除く） ・広告宣伝物に係る印刷物は、町内事業者に発注すること	入費用は除く）	
--	--	---	---------	--

4. 中小企業振興事業費補助金の申請方法

(1) 補助金交付申請

補助事業者には、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して申請いただきます。

ア 事業計画書

イ 国税及び地方税の納税証明書（未納税額のない照明用）

ウ 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類

エ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

オ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書

カ 事業の概要を示す図面、見積書及び参考図書等

キ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書及び定款の写し

ク 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者にあつては、商工会等の指導及び助言を得て作成した経営計画書の写し

ケ その他町長が必要と認める書類（町に対して納付義務がある納付金等についての納付状況を確認することについての同意書等）

(2) 補助金交付申請書の提出先

飯豊町役場商工観光課産業連携室

住所：〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888番地

TEL：0238-87-0569 FAX：0238-72-3827

E-mail：i-sangyo@town.iide.yamagata.jp

(3) 補助金交付申請期限

令和3年5月31日（月）

5. 補助金の支払いについて

(1) 補助金の支払い

補助金は、補助事業の事業実績報告書が提出され、補助金の額が確定された後において交付されることとなります。

(2) 補助金の概算払い

町長は、補助事業の遂行上必要があると認めたときは、概算払いをすることができます。概算

払いすることができる額は、状況報告のあった事業の実施状況に応じた額であって、交付決定した額の2分の1の範囲内です。

6. その他

(1) 補助事業の変更承認申請

補助事業者は、補助事業の内容等を変更しようとするときは、変更承認申請をしなければなりません。

(2) 補助金の交付決定の取消、補助金の返還等

補助事業者が補助金の交付条件に違反したとき、その他補助を行うことが不適当と認められたときは、補助金の交付決定の内容の一部又は全部が取り消されたり、すでに交付された補助金の全部または一部を返還しなければならない場合があります。

(3) 補助事業の承継

補助事業者に合併、譲渡その他の変更事由が生じた場合で、町内において工場、機械及び設備等が引き続き補助事業の用に供されている場合は、当該承継者が補助金に関する一切のことについて承継するものとし、当該承継者は、承継の事実を町長に報告しなければなりません。

7. 問合せ先

飯豊町役場 商工観光課 産業連携室

TEL : 0238-87-0569

FAX : 0238-72-3827

E-mail : i-sangyo@town.iide.yamagata.jp